

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下に**、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

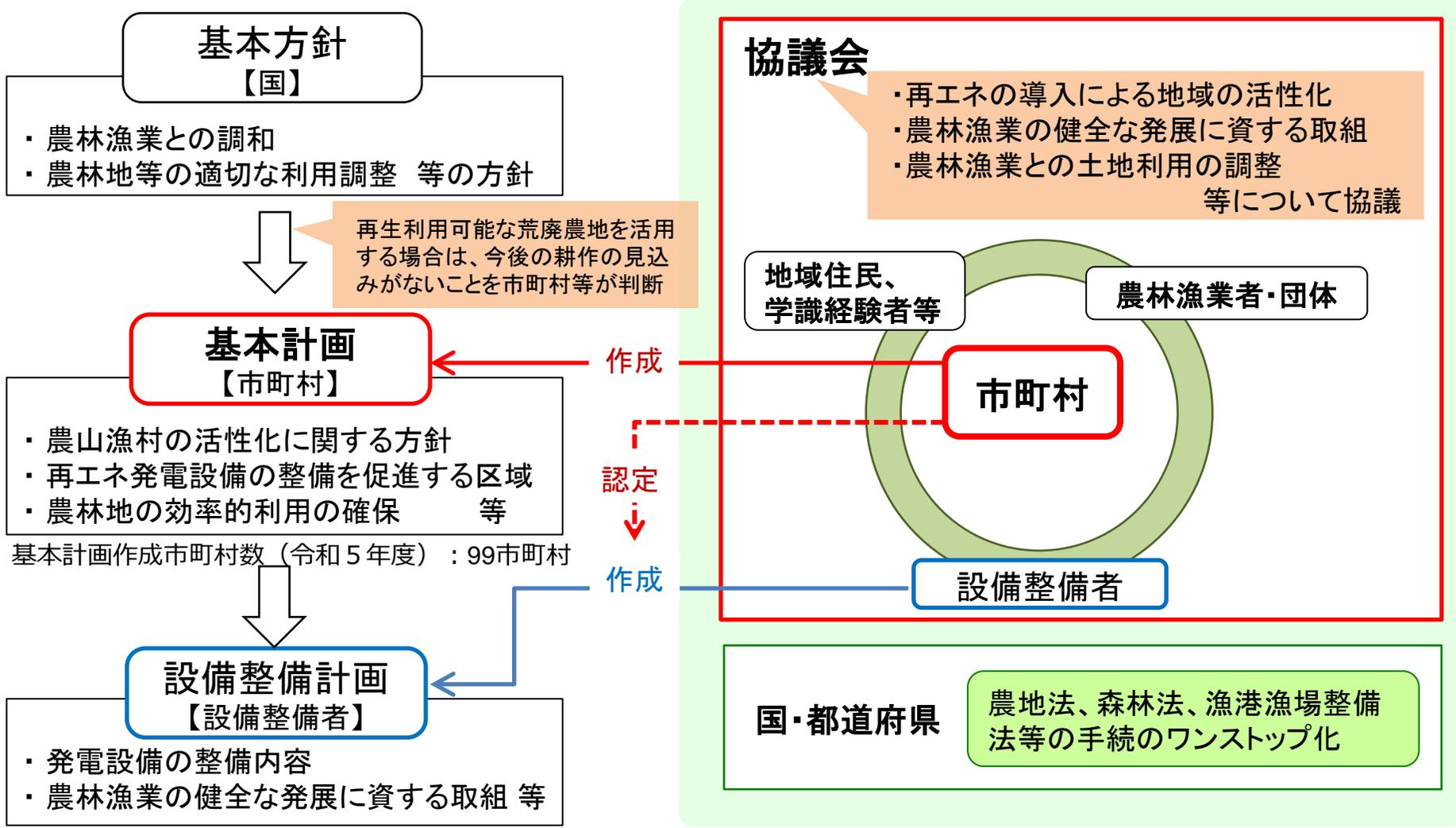
3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

II-1 再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針

- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）
- 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となったことから、附則第2条に基づき令和元年7月に改正
- 設備整備区域に含まれる農用地に係る要件の緩和等（令和3年7月改正）

主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
【意義】 農山漁村の自立的発展や、食料供給・国土保全等の機能を持つ農林漁業上の適正な調整、再生可能エネルギー事業の地域共生
【目標】 再生可能エネルギー発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー・熱に係る収入等の経済規模600億円(令和5年度)
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進のための施策に関する基本的事項
【国による総合的な施策】 モデル事例や法に基づく特例措置に関する知見の提供、地方農政局等への相談窓口の設置等
【都道府県による施策】 再生可能エネルギーの賦存状況や立地条件等に関する情報提供や技術的助言、許可権限を有する規制に関する情報提供等
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気発電のための利用との調整に関する基本的事項
- ・ 設備整備区域は未利用地等を優先的に設定し、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲とする。
 - ・ 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- ・ 協議会の場合等を通じ、農林漁業者等の意見を十分聴き、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容や役割分担を具体的に定めること
 - ・ 具体的な取組例（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備等）
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
- ・ 設備整備区域の設定、農林地所有権移転等促進事業、協議会の構成・協議事項、設備整備計画の認定、原状回復等
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気発電の促進に際し配慮すべき重要事項
- ・ 自然環境、景観の保全との調和、周辺住民の生活環境に対する配慮など

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

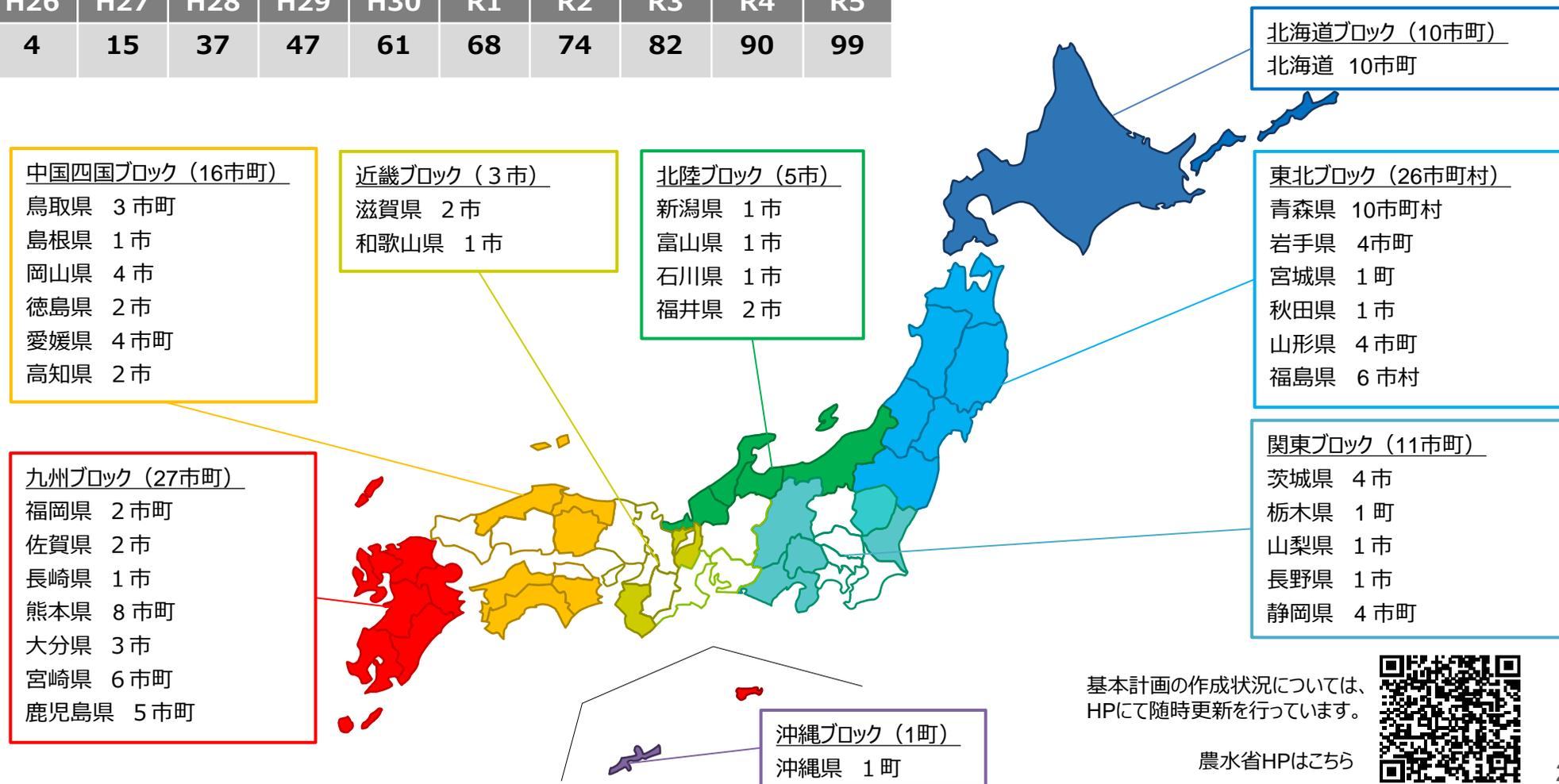


- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和5年度末時点で32道県99市町村で作成。
- ブロック別では、九州ブロックで27市町で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和6年3月末現在、農林水産省調べ)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4	15	37	47	61	68	74	82	90	99



基本計画の作成状況については、HPにて随時更新を行っています。

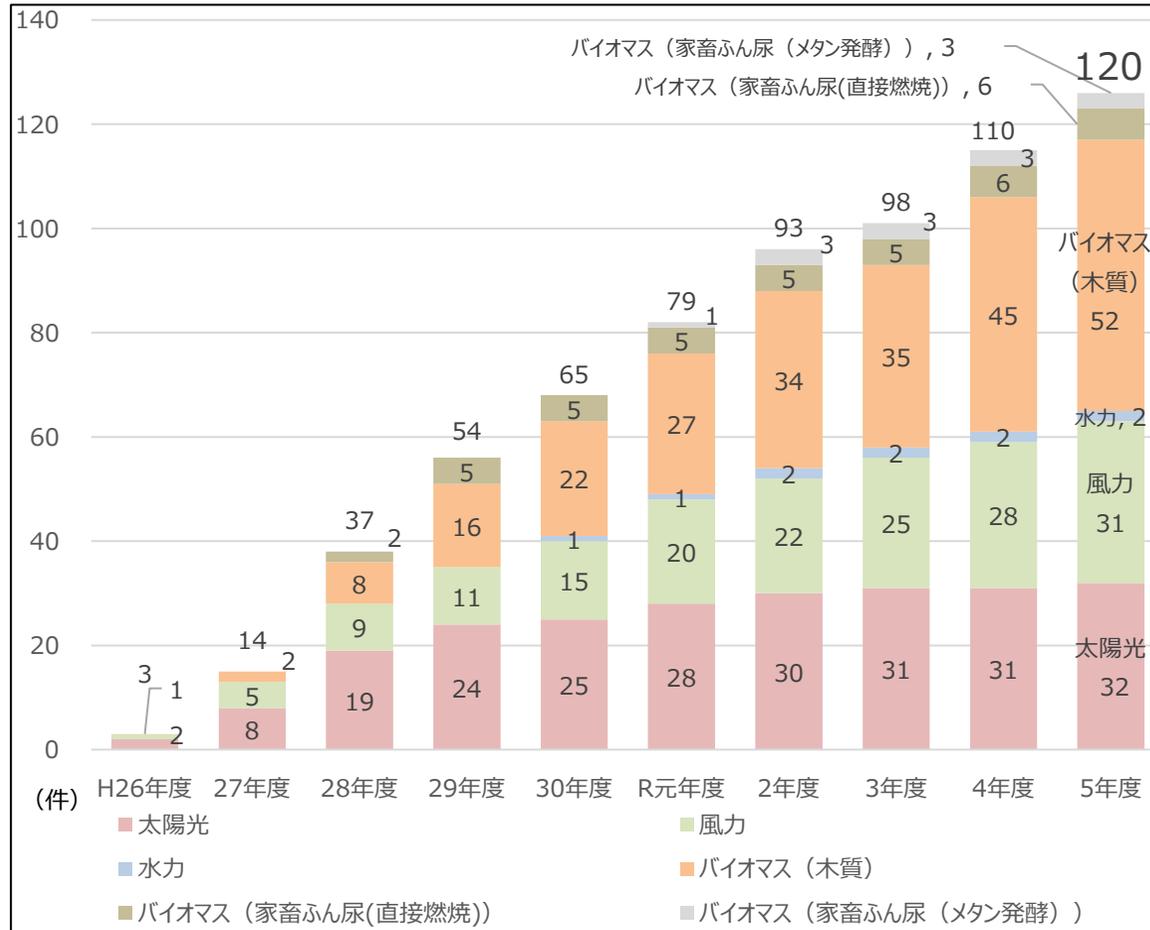
農水省HPはこちら



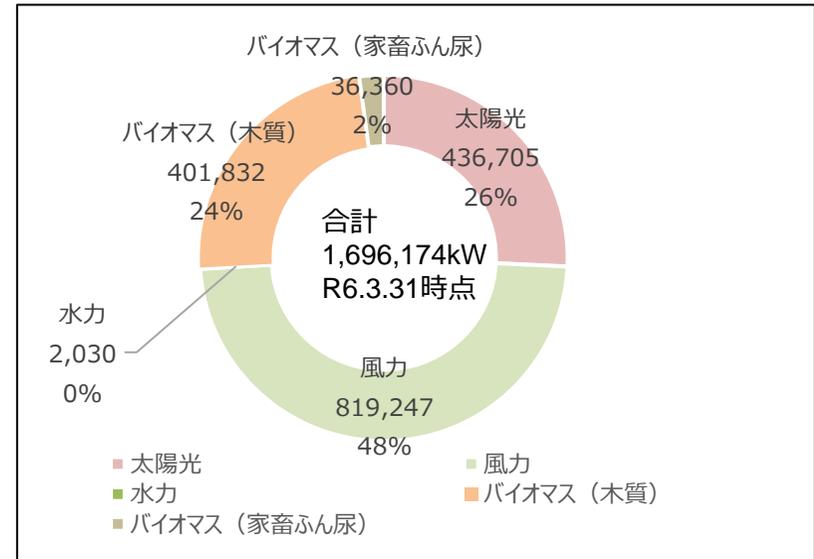
Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和5年度末時点で120地区で作成。
- 設備整備計画認定数の内訳をしてみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の約5割を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



○発電出力の内訳(設備整備計画認定分)（kW）



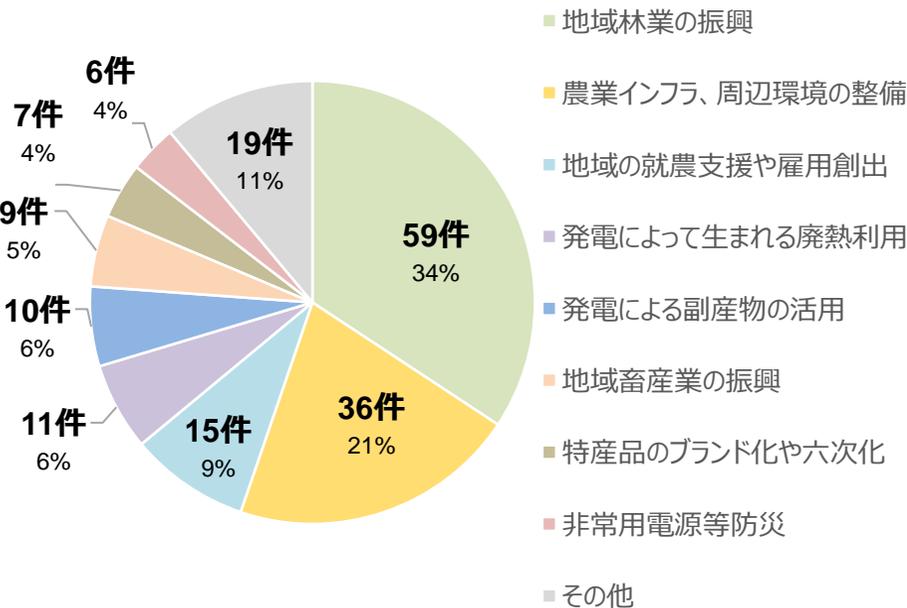
○農地転用不許可の例外の活用状況

	合計	太陽光	風力	水力	バイオマス（木質）	バイオマス（家畜ふん尿）
設備整備計画の認定数	120	32	31	2	52	9
うち第1種農地の転用転用があるもの	45	21	19	1	3	1
第1種農地の転用面積 (ha)	332	314	13	(40㎡)	4.0	0.5

(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況 (農林漁業の健全な発展に資する取組)

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
- 取組の内訳をみると、「地域林業の振興 (59件)」、「農業インフラ、周辺環境の整備 (36件)」など、地域主体による農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳



令和6年3月末時点 農林水産省調べ
 ※件数には今後実施予定の取組も含む。

※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を基本計画に定めることが可能なため、設備整備計画作成数と本内訳は一致しない。

【取組事例①】愛媛県内子町 (木質バイオマス発電)

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣 (炭) (600~800kg/日) を土壌改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材 (CLT (直交集成板)) を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。



【取組事例②】青森県野辺地町 (風力発電)

- 発電事業で得た売電収益から概ね1%程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和6年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援 (漁業者支援、稚貝放流) や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。



Ⅱ-1 基本方針に規定する政策目標



- 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）では、再エネの取組目標を規定

令和5年度
目標

再生可能エネルギーを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模 **600億円** ※おおよそ総農家の約2割程度の消費電力相当

- 600億円目標にむけた実績額の推移（令和6年3月時点）

農林水産省調べ（単位：億円）

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
187	259	297	372	480	552	637	774

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針
（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）（抜粋）

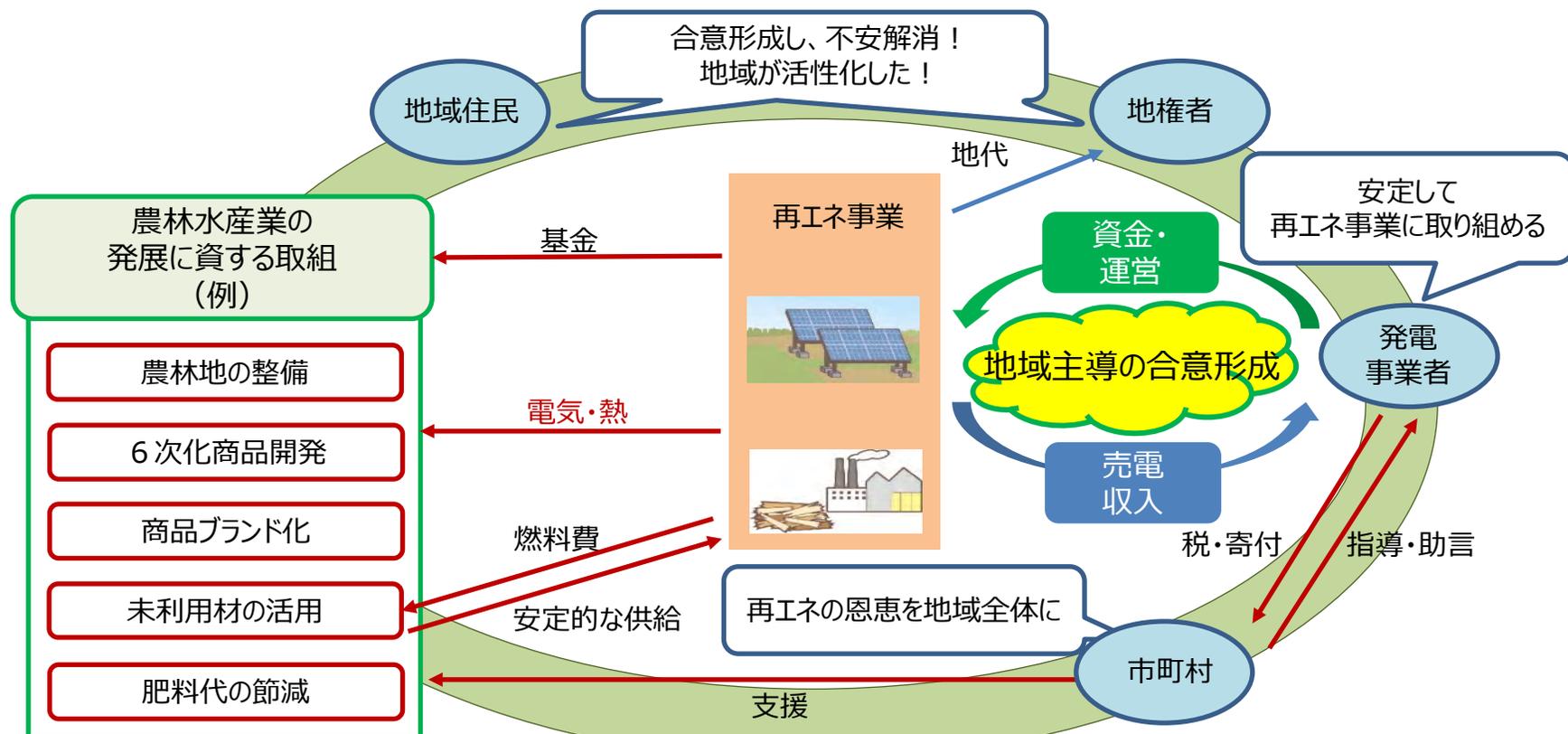
第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項
2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年（令和5年）度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを旨とする。

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット



- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

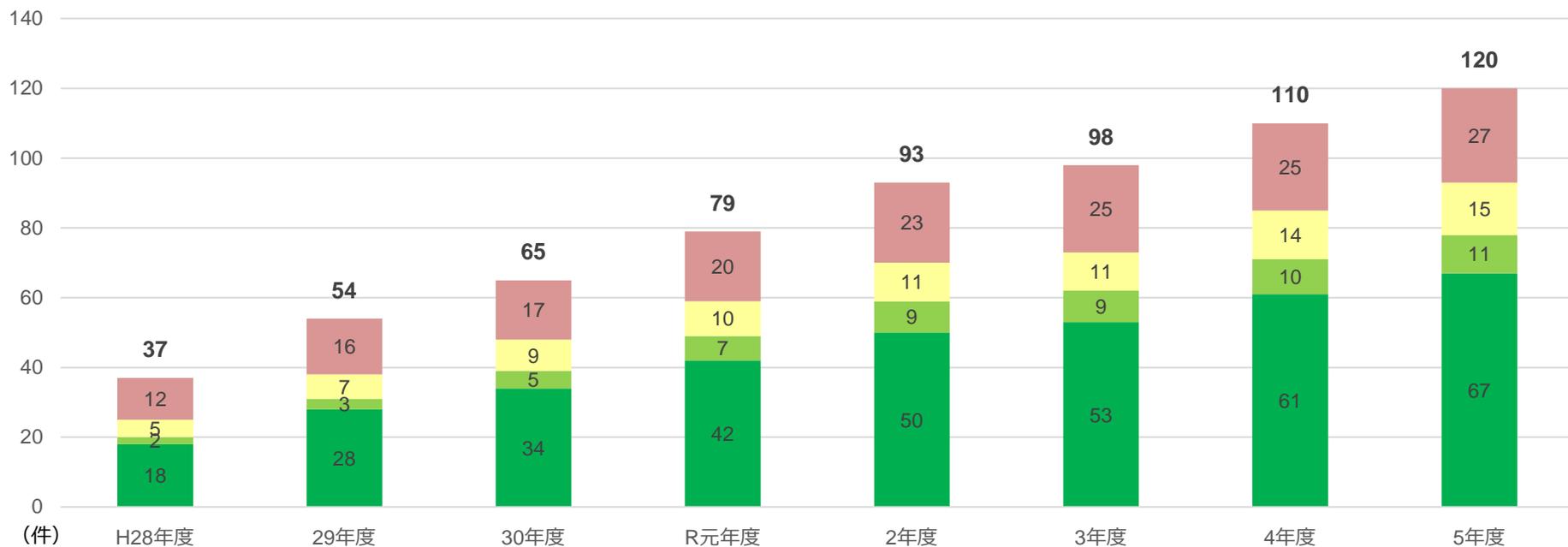


Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した発電設備の設置主体



- 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置数は年々増加。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、県外企業や首都圏企業も一定数を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

■ 地元 ■ 県内 ■ 県外 ■ 首都圏

注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
一部公共団体を含む。

県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。

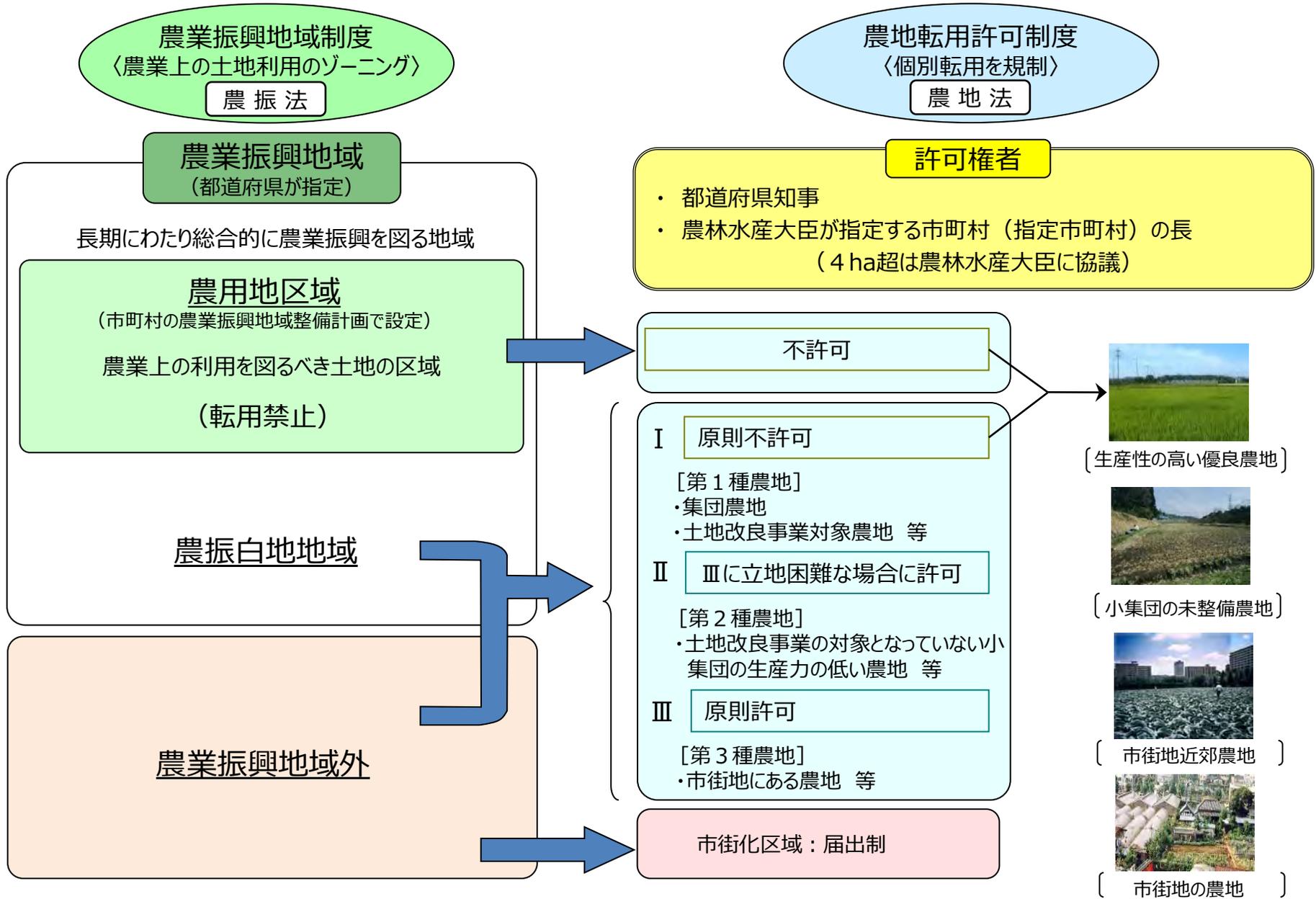
県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの(地元企業を除く)。

首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

令和6年3月末時点 農林水産省調べ

※令和5年度の実績の集計において、一部重複計上されているものが確認されたため、過年度に遡って設備整備計画の認定数、設置主体の内訳を訂正した

(参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



(参考) 再エネ発電設備の設置に係る農地転用の取扱いについて



平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について) 既往の閣議決定事項を着実に推進」

再エネ法関係 (省令・基本方針)

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定 (農用地区域には設定不可)

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地 (赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地 (黄)のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地



※各面積について令和4年度時点に更新

農地法関係 (省令)

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加(これにより、再エネ法に基づく県又は指定市町村の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、県又は指定市町村との農業上の土地利用調整が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

II - 2 SDG s : Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標) (平成27年9月 国連サミット採択)



目標7：
「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」

【2030年までのターゲット】

- 7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

Ⅱ-3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（抜粋）（令和元年6月11日閣議決定）



第2章 各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第1節 排出削減対策・施策

1. エネルギー（2）目指すべきビジョン

- ・ 再生可能エネルギーは、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。
- ・ 熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーシステムの強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

（略）

4. 地域・暮らし（2）目指すべきビジョン

- ・ 農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減に貢献する。
- ・ 再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。
- ・ 荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（営農型太陽光発電）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。
- ・ 地域の再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

（参考）パリ協定の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従前より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

③ 地域経済循環の拡大

ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。

こうした取組を効率的・効果的に推進するため、地域の再生可能エネルギーについて消費者が把握し選択できるよう、取組の見える化等の価値付けを推進する。

さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。

(略)

ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

農村では、森林、土壌、水、大気などの豊富な自然環境、それを利用した農業などの経済活動、そして人々の暮らしを支える地域社会という、SDGsの理念を構成する環境・経済・社会の三要素が密接に関連している。このことを踏まえ、再生可能エネルギーの活用や農畜産物等の地産地消等、地域資源を活用した地域経済循環の構築等により、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造に取り組むことができるよう、農村におけるSDGsの達成に向け、地域における人材の発掘、核となるステークホルダーの組織化等の環境整備を促進する。



3 本戦略の目指す姿と取組方向

(1) 本戦略の策定とこれに基づく取組

(略)

- ② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、
- ・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 - ・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
- という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。

(略)

(2) 政策手法のグリーン化

- ① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

(略)

(5) 本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）

- ⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

4 具体的な取組

(1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

① 持続可能な資材やエネルギーの調達

- ・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
- ・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
- ・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
- ・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
- ・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

Ⅱ-6 エネルギー基本計画（抜粋）（令和3（2021）年10月22日閣議決定）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け

①再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源である。S + 3 Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

具体的には、地域と共生する形での適地確保、コスト低減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを着実に進めていく。こうした取組を通じて、国民負担の抑制や、電力システム全体での安定供給の確保、地域と共生する形での事業実施を確保しつつ、導入拡大を図っていく。

(略)

(13) 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

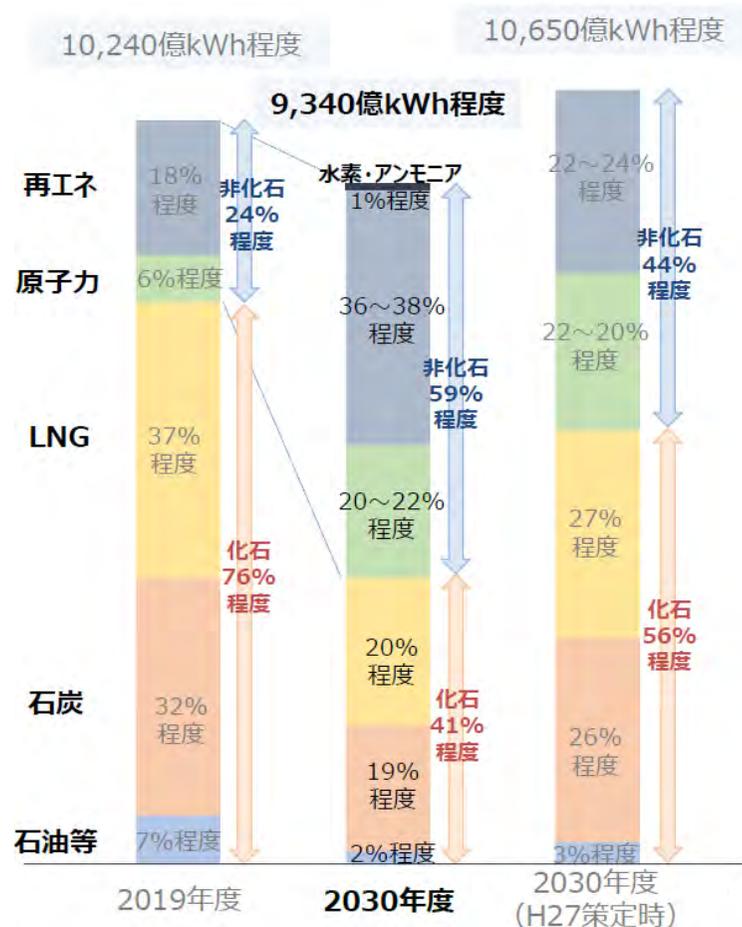
(略)

まず、再生可能エネルギーについては、足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度の導入、電源構成では36～38%程度を見込む。なお、この水準は、上限やキャップではない。今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。その場合には、CO₂排出量やコストなどを踏まえて他の電源がこの水準にとどまらず調整されることとなる。

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、適地の確保や地域との共生、系統制約の克服、コスト低減などの課題に着実に対応するため、関係省庁が一体となって取り組む。

(略)

○ 2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率



(出典)

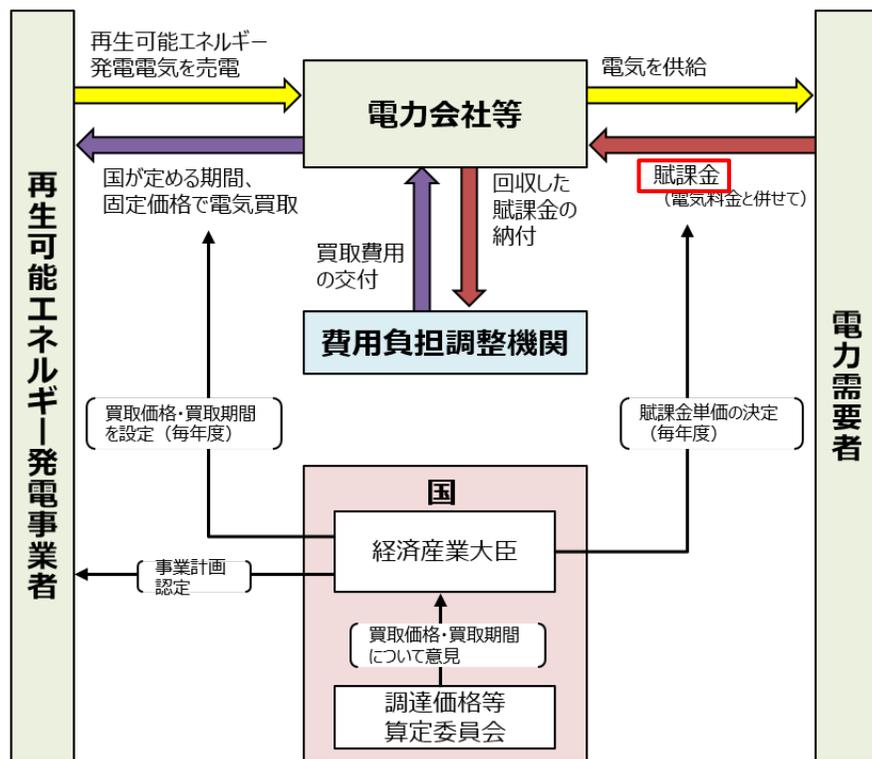
資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」から抜粋

II-7 固定価格買取制度 (FIT)



○ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部については電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で 広く集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。

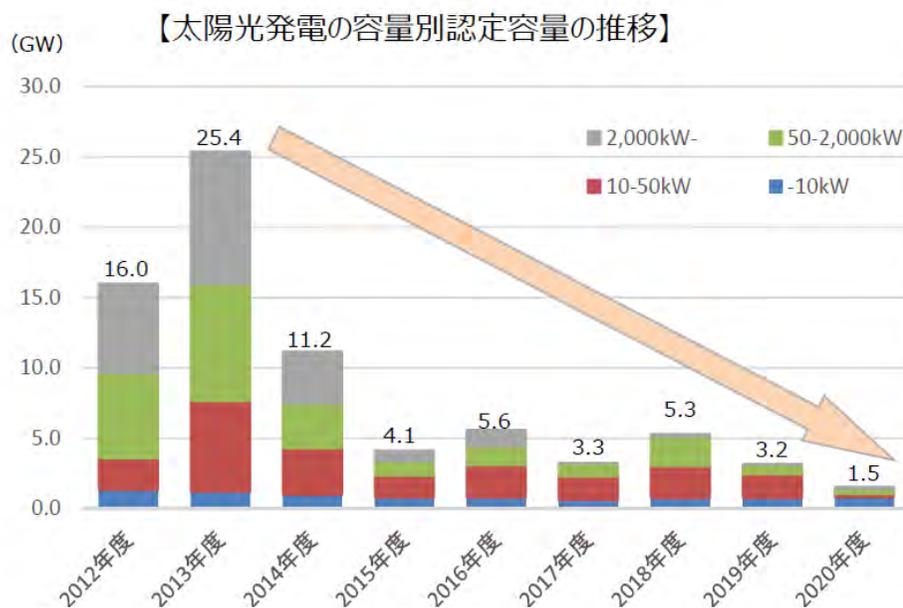
○ FITの基本的な仕組み



電源	調達区分	調達期間				
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
太陽光	250kW以上 (入札制度適用区分)	入札				20年間
	50kW以上250kW未満	11円+税	10円+税	9.5円+税	9.2円+税	
	10kW以上50kW未満	12円+税	11円+税	10円+税		
	50kW以上 (屋根設置)	/		9.5円+税	12円+税	
	10kW以上50kW未満 (屋根設置)			10円+税	12円+税	
	10kW未満	19円	17円	16円	16円	
バイオマス	メタン発酵ガス (バイオマス由来)	39円+税		35円+税		20年間
	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス					
	間伐材等由来の木質バイオマス	2000kW以上	32円+税			
	2000kW未満	40円+税				
風力	洋上風力 (着床式)	32円+税	29円+税	入札		20年間
	洋上風力 (浮体式)	36円+税				
水力	5000kW以上30000kW未満	20円+税		16円+税		20年間
	200kW以上1000kW未満	29円+税				
地熱	15000kW以上	26円+税				15年間
	15000kW未満	40円+税				

(参考) 太陽光発電のFIT認定・導入の推移と2020年度の認定状況

- FIT制度導入当初の3年間（2012年7月～2015年6月）は、①利潤配慮期間として高いIRRを設定されていたこと、②土地権原や接続契約等の確認が緩やかであったこと、③2MWを超えるような大規模案件の形成が盛んであったこと等から、10GWを超える認定容量で推移。
- 利潤配慮期間が終了し、事業規律の強化、大規模案件の縮小という流れの中で、認定容量が減少。2020年度の認定容量（速報値）は1.5GW(約150万kW)となっている。
- うち、10kW未満は約0.8GW（約80万kW）、10kW以上は約0.7GW（約70万kW）。10kW未満については、昨年度からほぼ横ばいだが、10kW以上が大きく減少。特に「地域活用要件」を設定した10-50kWの認定容量が、前年度から9割近く減少。



【2019年度と2020年度（速報）の認定容量比較】

	2019年度	2020年度 (対前年度)
10kW未満	0.7	0.8 (+14%)
10-50kW	1.7	0.2 (-88%)
50-2,000kW	0.6	0.4 (-33%)
2,000kW以上	0.1	0.1 (-)
合計	3.2	1.5 (-53%)

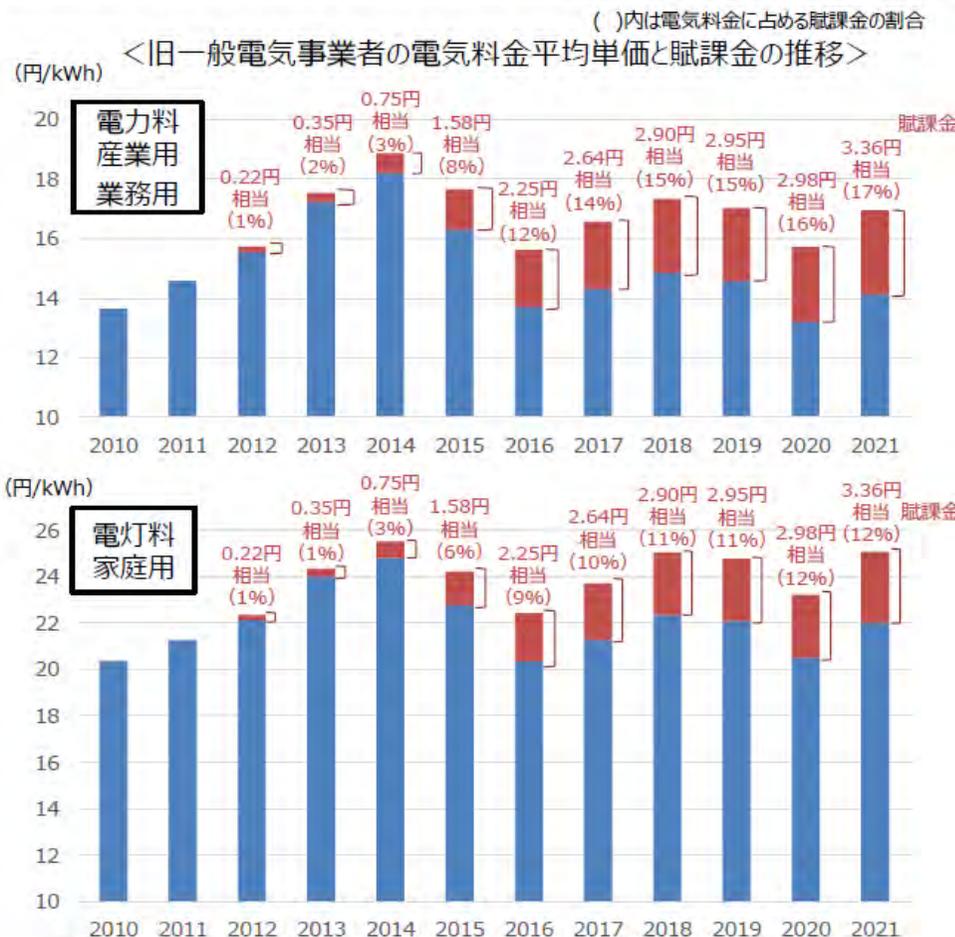
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

(参考) 日本の動向：FIT制度に伴う国民負担の状況

- 2022年度（予測）の買取総額は4.2兆円、賦課金（国民負担）総額は2.7兆円となっている。買取総額の内訳を見ると、**2012年度～2014年度に認定された事業用太陽光発電に係る買取費用が大半を占めている。**
- 電気料金に占める賦課金割合は、2021年度実績では、**産業用・業務用17%、家庭用12%。**

＜買取総額の内訳＞				
住宅用太陽光		0.2兆円	5%	
事業用太陽光	2012年度認定	0.8兆円	21%	
	2013年度認定	1.1兆円		59%
	2014年度認定	0.4兆円		
	2015～2021年度認定	0.4兆円	10%	
	(合計)	(2.8兆円)	(69%)	
風力発電		0.2兆円	5%	
地熱発電		0.02兆円	0.4%	
中小水力発電		0.1兆円	3%	
バイオマス発電		0.7兆円	17%	
合計		4.2兆円	—	

※合計額は調整力確保費用等（約0.1兆円）を含む。



(注) 発電月報、各電力会社決算資料等をもとに資源エネルギー庁作成。
 グラフのデータには消費税を含まないが、併記している賦課金相当額には消費税を含む。
 なお、電力平均単価のグラフではFIT賦課金減免分を機械的に試算・控除の上で賦課金額の幅を図示。

(参考) 市場連動型の導入支援 (FIP制度)

- 大規模太陽光・風力等の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、電力市場と連動した支援制度へ移行。

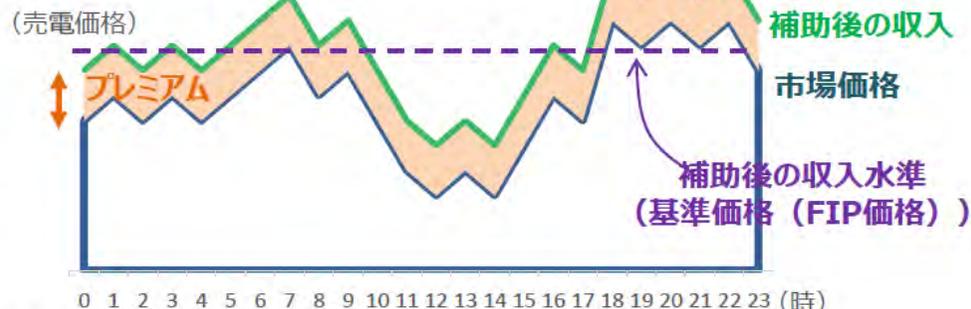
FIT制度

価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に供給量を増やすインセンティブなし

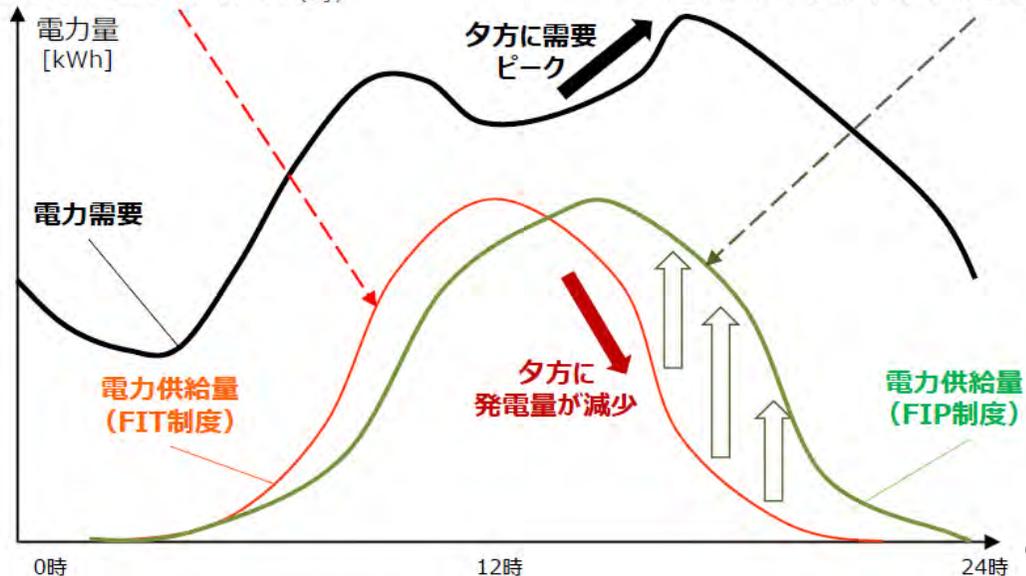


FIP制度

補助額 (プレミアム) が一定で、収入は市場価格に連動
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり
 ※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



1日の電力需要と太陽光発電の供給量



II-8 環境基本計画（抜粋）（令和6年5月21日閣議決定）



第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（1）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大

（地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大）

（略）

再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。

